官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○民事裁判情報の活用の促進に関する法律の施行期日を定める政令（三九八）　二
○令和七年十月八日から同月十三日までの間の暴風雨による東京都八丈町及び青ヶ島村の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（三九九）
○自衛隊法施行令の一部を改正する政令（四〇〇）
〔法規的告示〕
○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第二十四条の規定に基づき、令和七年十月八日から同月十三日までの間の暴風雨による東京都八丈町及び青ヶ島村の区域に係る激甚災害に関し定める件（経済産業一七四）　三
〔その他告示〕
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産一八三五）
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛二六六、二六七）
○都市計画に関する件（関東地方整備局二四二～二四四）
○道路に関する件（九州地方整備局二三二）
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　法務省
〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一五一）
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇民事裁判情報の活用の促進に関する法律の施行期日を定める政令（政令第三百九十八号）（法務省）

民事裁判情報の活用の促進に関する法律（令和七年法律第四十九号）の施行期日は、令和八年一月十五日とする。

◇令和七年十月八日から同月十三日までの間の暴風雨による東京都八丈町及び青ヶ島村の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第三百九十九号）（内閣府本府）

1　令和七年十月八日から同月十三日までの間の暴風雨による東京都八丈町及び青ヶ島村の区域に係る災害を激甚災害として指定する。（本則関係）

2　当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用する。（本則関係）

(1)　東京都八丈町の区域に係る激甚災害について公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助及び小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

(2)　東京都八丈町及び青ヶ島村の区域に係る激甚災害について中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

3　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇自衛隊法施行令の一部を改正する政令（政令第四百号）（防衛省）

1　裁決の公示の方法による送達の電子化

懲戒処分等の審査請求に対する裁決の公示の方法による送達について、現行の防衛省の掲示場に掲示して行うことに加え、一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く等の措置により行うことを定める。（第八十一条第三項関係）

2　施行期日等

(1)　この政令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。（附則第一項関係）

(2)　この政令の施行に伴い必要となる経過措置について定める。（附則第二項関係）

政　令

民事裁判情報の活用の促進に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月三日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百九十八号

民事裁判情報の活用の促進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、民事裁判情報の活用の促進に関する法律（令和七年法律第四十九号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

民事裁判情報の活用の促進に関する法律の施行期日は、令和八年一月十五日とする。

法務大臣　平口　洋

内閣総理大臣　高市　早苗

令和七年十月八日から同月十三日までの間の暴風雨による東京都八丈町及び青ヶ島村の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月三日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百九十九号

令和七年十月八日から同月十三日までの間の暴風雨による東京都八丈町及び青ヶ島村の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条　次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
令和七年十月八日から同月十三日までの間の暴風雨による災害で、次に掲げる町村の区域に係るもの イ　東京都八丈町 ロ　東京都青ヶ島村	法第三条、第四条、第十二条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置 法第十二条に規定する措置

備考　上欄の暴風雨とは、令和七年台風第二十二号及び同年台風第二十三号によるものをいう。

（都道府県に係る特例）

第二条　前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之

自衛隊法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月三日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十九条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第八十一条第三項中「旨を」の下に「防衛省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を」を加え、「掲示してする」を「掲示し、又はその旨を防衛省の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行う」に、「その掲示を始めた」を「当該措置を開始した」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の第八十一条第三項の規定は、この政令の施行の日以後にする公示の方法による送達について適用し、同日前にした公示の方法による送達については、なお従前の例による。

防衛大臣　小泉進次郎
内閣総理大臣　高市　早苗

法　規　的　告　示

○経済産業省告示第百七十四号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第二十四条の規定に基づき、令和七年十月八日から同月十三日までの間の暴風雨による東京都八丈町及び青ヶ島村の区域に係る激甚災害に関し、次のように定めたので、告示する。

令和七年十二月三日　　経済産業大臣　赤澤　亮正

令和七年十月八日から同月十三日までの間の暴風雨による東京都八丈町及び青ヶ島村の区域に係る激甚災害に関し、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第二十四条の経済産業大臣が定める日は、令和八年六月二日とする。

そ　の　他　告　示

○農林水産省告示第千八百三十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十二月二十七日農林水産省告示第二千三百五十三号（特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月三日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）について、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和７管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和７年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和７年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　くろまぐろ（小型魚） 一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係） 4,227.0トン 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン）	くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和７管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和７年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和７年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　くろまぐろ（小型魚） 一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係） 4,397.5トン 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	164.4
青森県	347.7
岩手県	109.6
宮城県	63.8
秋田県	57.0
山形県	25.9
福島県	34.1
茨城県	47.9
千葉県	103.8
東京都	13.9
神奈川県	61.8
新潟県	126.5
富山県	141.4
石川県	126.7
福井県	51.9
静岡県	57.4
愛知県	1.0
三重県	62.4
京都府	63.2
大阪府	1.0
兵庫県	19.4
和歌山県	57.5
鳥取県	19.9
島根県	134.1
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	127.0
徳島県	45.2
香川県	1.0
愛媛県	24.5
高知県	102.2

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	174.4
青森県	350.4
岩手県	109.6
宮城県	66.9
秋田県	57.0
山形県	25.9
福島県	34.1
茨城県	47.9
千葉県	103.8
東京都	20.9
神奈川県	61.8
新潟県	126.5
富山県	141.4
石川県	129.7
福井県	51.9
静岡県	57.4
愛知県	1.0
三重県	62.4
京都府	63.2
大阪府	1.0
兵庫県	23.6
和歌山県	57.5
鳥取県	19.9
島根県	135.7
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	127.0
徳島県	45.2
香川県	1.0
愛媛県	24.5
高知県	102.2

福岡県	17.6
佐賀県	11.9
長崎県	921.3
熊本県	36.0
大分県	14.9
宮崎県	25.1
鹿児島県	50.6
沖縄県	0.1

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	833.6
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	23.6
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	47.2

第二　くろまぐろ（大型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

10,129.4トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

福岡県	17.6
佐賀県	15.9
長崎県	950.7
熊本県	36.0
大分県	14.9
宮崎県	25.1
鹿児島県	50.6
沖縄県	0.1

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	939.1
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	23.6
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	47.2

第二　くろまぐろ（大型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

9,879.3トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	564.6
青森県	784.1
岩手県	97.2
宮城県	86.3
秋田県	60.6
山形県	55.1
福島県	2.0
茨城県	23.0
千葉県	87.4
東京都	88.4
神奈川県	32.7
新潟県	161.2
富山県	35.8
石川県	68.0
福井県	37.6
静岡県	54.2
愛知県	2.0
三重県	52.6
京都府	50.6
大阪府	2.0
兵庫県	33.8
和歌山県	61.0
鳥取県	19.2
島根県	48.3
岡山県	2.0
広島県	2.0

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	549.9
青森県	780.2
岩手県	97.2
宮城県	81.8
秋田県	60.6
山形県	55.1
福島県	2.0
茨城県	23.0
千葉県	87.4
東京都	78.2
神奈川県	32.7
新潟県	161.2
富山県	35.8
石川県	63.6
福井県	37.6
静岡県	54.2
愛知県	2.0
三重県	52.6
京都府	50.6
大阪府	2.0
兵庫県	27.7
和歌山県	61.0
鳥取県	19.2
島根県	46.0
岡山県	2.0
広島県	2.0

山口県	113.0
徳島県	20.0
香川県	2.0
愛媛県	19.1
高知県	43.5
福岡県	54.0
佐賀県	31.6
長崎県	409.8
熊本県	19.4
大分県	32.1
宮崎県	65.4
鹿児島県	35.9
沖縄県	268.0

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	3,032.1
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	2,027.2
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	75.7
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	16.0
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	1,141.1

山口県	113.0
徳島県	20.0
香川県	2.0
愛媛県	19.1
高知県	43.5
福岡県	54.0
佐賀県	25.8
長崎県	366.6
熊本県	19.4
大分県	32.1
宮崎県	65.4
鹿児島県	35.9
沖縄県	268.0

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	2,877.1
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	2,027.2
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	75.7
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	16.0
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	1,141.1

○防衛省告示第二百六十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十二月三日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和七年十二月八日（予備、同月九日及び同月十日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の㋐から㋖までの六地点を順次結んだ線並びに㋐及び㋖の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

㋐　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒
㋑　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
㋒　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
㋓　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
㋔　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
㋕　北緯三二度一八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦その他

自衛艦十隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百六十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十二月三日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和七年十二月八日（予備、同月九日及び同月十日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

㋐　北緯三二度一〇分一一秒　東経一二八度四五分五二秒
㋑　北緯三二度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒
㋒　東経一二八度四五分五二秒
㋓　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦その他

自衛艦九隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第二百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十二月三日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　羽生都市計画道路事業三・四・八号北部幹線

三　事業施行期間　自令和七年十二月三日至令和十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　埼玉県羽生市大字稲子字塚原、大字尾崎字塚原並びに大字藤井上組字西及び字鶴指地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十二月三日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　茨城県

二　都市計画事業の種類及び名称　水戸・勝田都市計画道路事業三・三・二号中大野中河内線及び三・五・十七号水戸駅赤塚線

三　事業施行期間　自令和七年十二月三日至令和十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　茨城県水戸市西原二丁目、西原三丁目、新原二丁目、曙町、袴塚二丁目及び袴塚三丁目地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十二月三日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　茨城県

二　都市計画事業の種類及び名称　土浦・阿見都市計画道路事業三・二・四十四号阿見小池線

三　事業施行期間　自令和七年十二月三日至令和十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　茨城県稲敷郡阿見町大字荒川本郷字鶉野、字大塚及び字北古辺並びに大字実穀字木崎、字北古部及び字寺子地内

使用の部分　茨城県稲敷郡阿見町大字荒川本郷字北古辺地内

○九州地方整備局告示第百三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月三日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
福岡県八女郡広川町大字新代字長渕一四二六番から同県八女市立花町下辺春字三ノ瀬一八一番一まで	前	A	七・九〇～五五・一二（メートル）	一〇・二五〇（キロメートル）	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A	七・九〇～五五・一二	一〇・二五〇	
		B	一一・五〇～一六三・四〇	三・一六四	
		C	一一・五〇～一三〇・〇五	二・〇〇八	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

国会事項

衆議院

議案提出

十二月一日議員から提出した議案は次のとおりである。

国土の適切な利用及び管理を確保するための施策の推進に関する法律案（黒岩宇洋外八名提出）

政党等の政治資金の収入に関する制度の在り方に係る措置に関する法律案（長谷川淳二外八名提出）

質問書提出

十二月一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

トランプ大統領の最恵国薬価政策にかかる日本政府の対応に関する質問主意書（福田玄提出）

質問書転送

十二月一日次の質問主意書を内閣に転送した。

盛土規制法上の「土地の形質の変更」に関する質問主意書

国境を超える匿名・流動型犯罪グループの対応に関する質問主意書

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等に関する質問主意書

後発医薬品の品質及び先発医薬品の薬価見直しに関する質問主意書

医療ＤＸと医療情報連携の全国標準化に関する質問主意書

法人版事業承継税制の特例措置に関する質問主意書

金融経済教育推進機構が掲げる重要業績評価指標の進捗に関する質問主意書

特定の企業に税金を値引きする不透明な租税特別措置に関する質問主意書

参議院

議事日程　第六号

令和七年十二月一日（月曜日）

午後一時　本会議

第一　医療法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

議案付託

十二月一日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会に関する特別措置法案（衆第五号）　文教科学委員会に付託

また、同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

日本放送協会令和二年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書（第二百七回国会提出）

日本放送協会令和三年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書（第二百十回国会提出）

日本放送協会令和四年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書（第二百十二回国会提出）

日本放送協会令和五年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書（第二百十六回国会提出）　総務委員会に付託

また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

医療法等の一部を改正する法律案（第二百十七回国会閣法第二一号）　厚生労働委員会に付託

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案（閣法第四号）　国土交通委員会に付託

質問主意書転送

十二月一日次の質問主意書を内閣に転送した。

東京外かく環状道路の事業再評価に関する質問主意書（山添拓提出）（第五二号）

日米地位協定第二条第一項（ａ）が規定する施設・区域の外における在日米軍の活動及び施設設営に関する質問主意書（伊勢崎賢治提出）（第五三号）

人事異動

内閣

特命全権大使　太田　誠
同　松原　正浩　同　道上　尚史
同　千葉　明　同　正木　靖
願に依り本官を免ずる（各通）（十一月二十八日）
（名古屋地方裁判所判事兼名古屋家庭裁判所判事・岡崎簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　大村　麻衣
願に依り本官並びに兼官を免ずる（十一月三十日）
南　宏幸　片瀬　亮　今井和桂子
判事兼簡易裁判所判事に任命する（各通）（十二月一日）
（内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター管理部運用情報管理課長）内閣事務官　髙塚　洋志
警察庁に出向させる
内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室）の併任を解除する（十一月三十日）
（総務省大臣官房審議官（情報流通行政局担当））総務事務官　荒井　陽一
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する
（総務省大臣官房総括審議官（広報、政策企画（主）担当））総務事務官　大村　真一
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
（総務省情報流通行政局総務課長）総務事務官　井田　俊輔
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（以上十二月一日）

法務省

（横浜区検察庁副検事）副検事　林　昇
相模原区検察庁副検事に配置換する（十二月一日）

叙位・叙勲

○叙位

正四位に叙する
小川　正明
正五位に叙する
岸本　貞治
井上陽二郎
富田　豊喜
和田　建次
三井　要人
大塚　勝徳
田草川治惠
林　信男
尾形　勝久
松田新治郎
廣江　卿
檜垣　源兵
片岡　信岳
金崎　昌之
杉浦　常夫
樋口　義弘
吉村　直彦
小座間靜雄
佐藤　弘
土屋　仁
宮崎　克己
下島　千明
箕輪　千秋
山崎甚右衛門
従五位に叙する（各通）
足羽　一朗
門馬　孝義
山岸　典昭
従六位に叙する
尾崎　武敏　栗原　博雄
竹林　健　田邉　順治
西田　繁夫　吐師　學
正八位
藤原　康二　藤本　秀男
山口　勲　山下　紀勝
坂井　常朗
山本　正憲
宮川　興亜
吉澤　健
藤井　剛
花田　伸司
田村　勝
澤田　克司
従七位に叙する（以上十月二十五日）
武者　廣隆
本田　廣美
近田　正久
水鳥　辰朗
黒岩　喜義
成田　博
平田美代子
岩坪　昭子
長井　勇三
長谷川　洋
水関　仁
古川浩三郎
白鳥　政昭
長野　敏樹
従六位に叙する（以上十月二十四日）
足羽　一朗
泉田　洋一
楠瀬　守福
北田　直
松田新治郎
大黒　俊幸
高橋　壽雄
久保谷正吾
佐藤　弘
永井　秀明
別所　良紀
宮川　興亜
山下　紀勝
長谷川　洋
白鳥　政昭
西澤紳二郎
小林　昭
田中　隆夫
従六位に叙する
正六位に叙する（各通）
太田　春夫
金森　弘史　金城　栄保
菅原　清一　塚西　徹
奈良井　朗　平野　泰雄
高橋　壽雄　坂西　輝男
従五位に叙する（各通）
小林　弘
久高　利男　齋藤　文博
上野　治美　甲斐　道清
（秩父市議会議員）
従五位に叙する
伊東　稔
北田　直　三枝　一道
谷口　虎男　濱崎　大藏
山崎　東三
従六位に叙する（各通）
正七位に叙する
金谷　磨司　日向　富男
従七位に叙する（各通）（以上十月二十三日）
従五位に叙する
井上　聰
従六位に叙する（各通）
正七位に叙する
高橋　忠
従七位に叙する（以上十月二十四日）
高橋　信雄
従五位に叙する（各通）
齋藤　安久
村山　浩
山岸　典昭

○叙勲

旭日単光章を授ける（各通）（十月二十三日）
菅家　幸雄　香西　義典
（秩父市議会議員）
金崎　昌之
旭日単光章を授ける（以上十月二十四日）
足羽　一朗
旭日双光章を授ける
（埼玉県長瀞町議会議員）
太田芙美子
野口　健二
旭日単光章を授ける（各通）（以上十月二十五日）
泉田　洋一
旭日単光章を授ける（十月二十七日）
楠瀬　守福
旭日双光章を授ける（十月二十九日）
大塚　勝徳　北田　直
西村　賢一　林　信男
和田　建次　松田新治郎
瑞宝双光章を授ける（各通）
伊東　稔　金谷　磨司
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月二十三日）
大黒　俊幸
瑞宝小綬章を授ける
高橋　壽雄
瑞宝双光章を授ける
久保谷正吾　佐藤　弘
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月二十四日）
藤井　剛　藤本　秀男　宮川　興亜
村山　浩　山岸　典昭　山下　紀勝
瑞宝双光章を授ける（各通）
浅野　孝一　西川　正勝　西田　繁夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月二十五日）
本田　廣美　山本　正憲
奥　悌二　近田　正久
瑞宝小綬章を授ける（各通）
板津　修学　田村　英二　永井　秀明
瑞宝双光章を授ける（各通）
成田　博　萩原　優　別所　良紀
瑞宝単光章を授ける（各通）
竹田　博　長井　勇三　長谷川　洋
瑞宝小綬章を授ける（十月二十七日）
宮澤　定雄　雪野　耕一
瑞宝双光章を授ける
飯塚　昭和　西村　昭博
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月二十六日）
安部　朋次　小湊　幸作
瑞宝小綬章を授ける（各通）（以上十月二十七日）
伊藤　榮悦
瑞宝双光章を授ける
白鳥　政昭
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月二十八日）
小林　昭
瑞宝双光章を授ける（各通）（十月二十九日）
楠瀬　守福
旭日単光章を授ける（各通）（十月二十三日）
菅家　幸雄　香西　義典
（秩父市議会議員）
金崎　昌之
旭日双光章を授ける

皇室事項

御弔電及び御答電

村山富市元内閣総理大臣の逝去に際し、次の各国元首から天皇陛下へ御弔電を寄せられ、これに対しそれぞれ御答電を発せられた。

カタール首長殿下
クウェート首長殿下
東ティモール大統領閣下

御祝電

天皇陛下は、ボリビア大統領ロドリゴ・パス・ペレイラ閣下の大統領就任につき、十一月二十五日御祝電を発せられた。

天皇陛下は、ラオスの建国記念日につき、十二月一日同国国家主席閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、アラブ首長国連邦の国祭日につき、十二月一日同国大統領ムハンマド殿下へ御祝電を発せられた。

御答信

天皇陛下から十月二十三日ザンビア大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十一月十七日御答信があった。

御答電

天皇陛下から十月二日大韓民国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十一月十七日御答電があった。

官庁報告

公告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０９４号
東京都中央区日本橋２丁目１番14号日本橋加藤ビルディング６階弁護士法人ＰＬＡＺＡ総合法律事務所内
清算株式会社　妻神工業株式会社
代表清算人　天間　敏幸
1　決定年月日　令和７年11月18日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１００２号
長野県千曲市大字鋳物師屋150番地
清算株式会社　株式会社ＭＪ
代表清算人　森川　潤一
1　決定年月日　令和７年11月19日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
長野地方裁判所上田支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１号
富山市掛尾町500番地
清算株式会社　ＴＣＳ株式会社
1　決定年月日　令和７年11月19日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
富山地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第２号
富山市掛尾町500番地
清算株式会社　株式会社ＴＲＳ
1　決定年月日　令和７年11月19日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
富山地方裁判所民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１００５号
千葉県大網白里市四天木乙2827番地21
清算株式会社　株式会社大網白里ショッピングセンター
代表清算人　安川　博章
1　決定年月日　令和７年11月19日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、協定債権者イオンリテール株式会社及び協定債権者山岸健一の両名を除く別紙記載の各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、協定債権額の37.2％の金員（１円未満は切捨て）について、本件協定認可決定確定日から１か月以内に弁済する。
2　前項の弁済は、本件協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
3　本件協定債権者は、第１項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
4　協定債権者イオンリテール株式会社及び協定債権者山岸健一は、本協定認可決定確定時において、清算株式会社に対する協定債権につき、いずれもその債務を全部免除する。
5　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、換価費用及び弁済に必要な費用を上回る換価代金が得られた場合には、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各弁済対象債権の割合に応じて弁済する。ただし、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。この場合において、本件協定債権者が第３項により行った債務の免除は、割合弁済された金額の限度において効力を失うものとする。
6　特別清算開始決定日以降、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。
（別紙省略）
以上
千葉地方裁判所民事第４部

令和７年（ヒ）第２０６８号
東京都千代田区神田美土代町７番地
清算株式会社　株式会社ＡＩＲ　ＢＩＯＳ
代表清算人　鬼原　正博
1　決定年月日　令和７年11月18日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。
2　協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第５号
広島県福山市水呑町2500番地１
清算株式会社　株式会社ミノミ商事
代表清算人　上田　茂則
1　決定年月日　令和７年11月18日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、協定債権者上田茂則及び同上田茂樹を除く各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。なお本件協定債権者は下記弁済表のとおり。）に対し、協定債権のうち、令和７年７月９日（特別清算開始決定日の前日）までの原因に基づいて生じた債権（以下「弁済対象債権」という。）の元本の1.544679828％の金員（１円未満は切捨て）について、本協定認可決定確定日の属する月の末日から１か月以内に弁済する。
2　前項の弁済は、本件協定債権者の指定する金融機関の口座に振り込み送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
3　本件協定債権者は、第１項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額（利息及び遅延損害金を含む。）から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
4　協定債権者上田茂則及び同上田茂樹は、本協定認可決定確定時において、清算株式会社に対する協定債権につき、その債務を全部免除する。
5　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各弁済対象債権の元本の割合に応じて弁済する。ただし、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。この場合において、本件協定債権者が第３項により行った債務の免除は、割合弁済された金額の限度において効力を失うものとする。
6　特別清算開始決定日以降、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。
（弁済表省略）
以上
広島地方裁判所福山支部

令和７年（ヒ）第１０３号
本店所在地　高知市升形１番17号藤林ビル３階東
清算株式会社　株式会社トシオ商店
代表清算人　武内　良平
1　決定年月日　令和７年11月18日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　協定債権は、株式会社四国銀行、高知県信用保証協会、株式会社商工組合中央金庫、及び株式会社日本政策金融公庫（以下、「各協定債権者」という。）が清算株式会社株式会社トシオ商店（以下、「清算株式会社」という。）に有する債権である。
2　清算株式会社が各協定債権者に対して支払う弁済金は、清算株式会社の保有する現預金から今後の清算手続きの遂行のために必要となる費用、清算人報酬、清算株式会社が支払い義務のある税金を控除した残金をいう（以下、「本件弁済金」という。）。
3　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可決定確定後１か月以内に、本件弁済金を各協定債権者が有する債権について令和７年８月25日時点における元金の割合に応じて支払う。割合弁済の結果生ずる１円未満の端数は切り捨てる。
なお、令和７年８月25日時点の各協定債権の元金及び元金割合は別紙２の表のとおりである（なお、元金割合は各協定債権の元金を協定債権総額で割り、小数点第２以下を四捨五入で算出したもの。）。

４　第３項の弁済は、各協定債権者が指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。

５　各協定債権者は、清算株式会社に対し、清算株式会社から第３項の弁済を受けたときは、各協定債権の総額から第３項による弁済額を控除した残金につき、その債権を放棄する。

６　清算株式会社は、第３項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて支払う。ただし、割合弁済の結果生ずる１円未満の端数は切り捨てる。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債権の放棄は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

高知地方裁判所民事部

協定債権者名	元金額	元金割合
株式会社四国銀行	38,294,727円	20.30％
高知県信用保証協会	72,344,706円	38.40％
株式会社商工組合中央金庫	54,258,530円	28.80％
株式会社日本政策金融公庫	23,499,709円	12.50％

債権額（元金）合計188,397,672円

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

令和７年（再）第１８号

東京都新宿区西新宿１丁目26番２号32Ｆ

再生債務者　センエンジニアリング株式会社

決定の要旨　令和７年11月４日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。

令和７年11月19日

東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

小規模個人再生による再生手続廃止

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

給与所得者等再生による再生計画認可

給与所得者等再生による再生手続開始

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十二月三日
掲載頁　四頁

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十一月二十一日
掲載頁　三頁

令和七年十二月三日
東京都渋谷区恵比寿西二丁目六番一一号
（甲）株式会社エムピーキッチンホールディングス
代表取締役　村上　竹彦

東京都渋谷区恵比寿西二丁目六番一一号
（乙）株式会社エムピーキッチン
代表取締役　村上　竹彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ゼンドーホールディングスとし、効力発生日は令和八年一月九日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月三日
札幌市豊平区四条九丁目七番二〇号
合同会社全道ホールディングス
代表社員　山浦　恭稔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月十三日であり、組織変更後の商号は株式会社汐風とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月三日
埼玉県さいたま市岩槻区大字南辻三九番地一
合同会社汐風
代表社員　小豆畑　学

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社リフレーミングとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月三日
東京都中央区銀座六丁目一〇番一号八階
合同会社リフレーミング
代表社員　塩井　辰男

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月三日
東京都渋谷区恵比寿三丁目七番一七号Ｂ一〇一
ｓｅｎｔｏ．ｇｒｏｕｐ合同会社
代表社員　和島　祐生

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月三日
神奈川県相模原市南区上鶴間本町九丁目三六番四〇号
ＳＨＫ合同会社
代表社員　北村　修士

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月三日
名古屋市瑞穂区荒崎町四番五号
合同会社みのり
代表社員　髙瀬　諭志

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月三日
京都市左京区田中上柳町九一番地Ｓ－ＣＯＵＲＴ一一二号室　合同会社ウィズアス
代表社員　佐々木晴也

組織変更公告

当組合は、認可地縁団体に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月三十一日であり、総会の決議は令和七年二月二日に終了しており、組織変更後の名称は橘部落会とします。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和七年十二月三日
高知県四万十市西土佐橘一〇二八番地四
橘生産森林組合
代表理事　横山　浩一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月三日

沖縄県中頭郡嘉手納町字屋良七一九番地一

合資会社嘉手納ブロック工業

代表社員　新城　政則

効力発生日変更公告

左記会社は、令和七年十二月四日予定の吸収分割の効力発生日を令和七年十二月十日に変更いたしましたので公告します。

令和七年十二月三日

東京都港区赤坂五丁目三番一号

（甲）株式会社博報堂ＤＹホールディングス

代表取締役社長　西山　泰央

東京都千代田区九段南四丁目二番一一号アビスタ市ヶ谷ビル二階Ｃ

（乙）ＨＩＢＣ株式会社

代表取締役　鉢嶺　登

効力発生日変更公告

左記会社は、令和七年十二月四日予定の吸収分割の効力発生日を令和七年十二月十日に変更いたしましたので公告します。

令和七年十二月三日

東京都港区赤坂五丁目三番一号

（甲）株式会社博報堂ＤＹホールディングス

代表取締役社長　西山　泰央

東京都渋谷区広尾四丁目一番三一―一〇〇七号

（乙）株式会社タイム・アンド・スペース

代表取締役　野内　敦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千二百万円減少し、八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十二月三日

愛媛県伊予郡松前町大字大間四一一番地一

有限会社松前園芸

代表取締役　大政　一郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和八年一月十三日を効力発生日とする募集株式の発行（以下「本増資」という。）により資本金及び資本準備金の額が各一億四千九百八十二万六千六百円ずつ増加することを停止条件として、本増資により増加した資本金及び資本準備金の額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年九月二十六日

掲載頁　二〇七頁（号外第二一五号）

令和七年十二月三日

富山市三番町三番一〇号

富山めぐみ製薬株式会社

代表取締役　笹山　敬輔

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十二日を基準日と定め、同日〇時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を四〇、〇〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年十二月三日

東京都千代田区大手町二丁目二番一号新大手町ビル七階

ＷＯＯＯＬＹ株式会社

代表取締役　佐藤　孝信

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月三日

千葉県船橋市前原西一丁目二五番一五号

株式会社レンタックス

代表取締役　松岡めぐみ

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月三日

京都市下京区西洞院通五条下ル小柳町五〇六番地一

協友株式会社

代表取締役　友久　新一

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二千七百七十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

尚、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年四月十八日付官報の号外第八十八号六十七頁に掲載されています。

令和七年十二月三日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ＪＮ特定目的会社

取締役　長尾　誠

正誤

ページ	段	行	誤	正
令和七年十月二十八日（号外第二百三十九号）公布農林水産省・国土交通省令第三号（畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
五			〃	六（改正後欄）〃（改正前欄）
			建築物	認定畜舎等
令和七年四月三十日（号外第九十六号）国土交通省告示第三百四十九号（屋久島空港の施設の変更を許可した件）（原稿誤り）				
目次及び本文において、国土交通省告示第三百四十八号は国土交通省告示第三百四十九号とする。				
令和七年四月三十日（号外第九十六号）国土交通省告示第三百四十九号（自動車登録番号標及び車両番号標の塗色を定める告示の一部を改正する件）（原稿誤り）				
目次及び本文において、国土交通省告示第三百四十九号は国土交通省告示第三百四十八号とし、その他告示欄から法規的告示欄に移動する。				
令和七年六月九日国土交通省告示第四百五十三号（自動車登録番号標及び車両番号標の塗色を定める告示の一部を改正する告示）（原稿誤り）				
目次及び本文において、その他告示欄から法規的告示欄に移動する。				